資料２－２

日常生活用具給付事業実施要綱

　　　（　趣　旨　）

第１条　この要綱は、市町村障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年市町村規則第15号）に定める日常生活用具給付等事業（以下「事業」という。）を実施するに当たり、その方法・手続・内容・費用負担等について必要な事項を定める。

　　　（事業の実施方法）

第２条　事業は、日常生活用具の給付又は貸与が必要である者に、日常生活用具の購入に要する費用の一部若しくは全部を支給し、又は日常生活用具を貸与すること（以下「給付等」という。）により実施する。

　　　（給付等対象用具の種目及び対象者）

第３条　給付等の対象となる用具は、別表の種目欄に定めるものとし、その給付等の対象者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第１９条の規定により本市町村が介護給付費等の支給決定をすることとなる障害児・者のうち、同表に掲げる用具の種目ごとに、それぞれその障害及び程度の欄に定めるものとする。ただし、介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定により日常生活用具の給付又は貸与が受けられる者は、対象者としない。

　　　（購入に要する費用の基準額）

第４条　購入に要する費用の基準額は、別表に掲げる用具の種目ごとに、それぞれの基準額の欄に記載する額とする。この場合において、基準額の欄に貸与と記載するものを貸与の対象とする。

　　　（給付等の申込み）

第５条　日常生活用具の給付又は貸与を希望する者は、日常生活用具給付・貸与申込書

（第1号様式）により申し込むものとする。

　　　（給付等の承認）

第６条　福祉事務所長は、前条の申込みがあったときは、申込者の状況を調査し、調査書（第2号様式）を作成する。

２　前項の調査の結果、給付等を承認するときは、日常生活用具給付・貸与承認通知書（第3号様式）により申込者に通知する。この場合において、日常生活用具の給付を承認するときは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の例による利用者負担額及び市町村障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第２４条第３項に定める負担上限月額を決定し、日常生活用具給付・貸与承認通知書に記載するとともに、日常生活用具給付券（第４号様式）を交付する。

３　第１項の調査の結果、給付等を承認しないときは、日常生活用具給付等不承認通知書（第５号様式）によりその理由を示し、申込者に通知する。

　　　（費用負担）

第７条　日常生活用具の給付の承認を受けた者は、前条第２項の規定により定める利用者負担額を、用具取扱事業者（以下「事業者」という。）に支払うものとする。

　　　（費用の請求及び受領）

第８条　日常生活用具の給付の承認を受けた者は、この要綱により本市町村が支給する給付費に関する請求及び受領に関する権限を、事業者に委任することができる。

２　前項の規定により委任を受けた事業者が、福祉事務所長に対して給付費を請求するときは、支払請求書兼代理受領に関する委任状（第６号様式）に日常生活用具給付券を添えて請求するものとする。

　　　（用具の管理等）

第９条　日常生活用具の給付等を受けた者又はその者を扶養している者は、その用具を給付等の目的に反して使用してはならない。

２　福祉事務所長は、日常生活用具の給付等を受けた者がその目的に反して用具を使用しているときは、その支給を取り消し、この要綱により本市町村が支給した給付費に相当する額を返還させることができる。

３　日常生活用具の貸与を受けた者は、用具を損傷し、又は滅失した時は、直ちに福祉事務所にその状況を報告し、その指示に従うものとする。

４　日常生活用具の貸与を受けた者が、その用具を必要としなくなった時、又はその用具の貸与の目的に反して使用した時は、速やかに福祉事務所に返還するものとする。

　　　（備付書類）

第１０条　福祉事務所長は、日常生活用具給付等支給台帳（第７号様式）を備え付け、常に整備しておくものとする。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成　　年　　月　　日から施行する。